

社会福祉法人希望の家

平成 31 年度事業計画

はじめに

希望の家は、昭和 36 年 5 月創設し平成 31 年度で 59 年目を迎え、障害者施設として宝塚市西谷地区で「希望の家西谷」を開所して 51 年目となります。

今年度は、平成最後の年度となり、5 月には新たな年号となります。希望の家の障害者福祉施設にとって、この 50 年間は、社会環境や福祉環境が激動の時代でした。

急速な少子・高齢化、家庭機能低下、地域社会の変容等の社会環境の変化に伴い、社会福祉制度もその都度改正がなされてきました。最近では、障害者総合支援法、社会福祉制度改革等により社会福祉法人の在り方、障害福祉の在り方が大きく変わり、社会福祉法人として、社会福祉施設として、障害者が地域社会の中で福祉制度を利用し、自立した生活を包括的な支援する体制に変わり、法人はその中核的役割が求められてきました。特に、社会福祉法人が備える公益性や非営利性に見合う地域貢献への役割を強く求められるようになってきました。

2025 年には、団塊の世代が後期高齢者となり介護の人材が 38 万人も不足すると言われ、既に 8050 問題として 80 歳代の老人が入院や認知症となり、その家庭に 50~60 歳代で同居されている重度障害者が、緊急にその障害者の支援を必要とする事例が増加しています。又、身体障害者以外の知的や精神障害の方々も高齢化により身体的な機能低下による支援が多くなってきています。

一方で、社会福祉法人として、法人改革による法人組織のガバナンス強化、事業運営の透明性、財務規律の強化、地域住民に対する説明責任、地域貢献への取り組みなどが求められてきました。

こうした流れの中で、国は持続可能な社会福祉として平成 29 年度から制度や分野を超えた住民や地域の多様な主体が「我がこと」として参画し、人と人、人と資源が世代を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創っていく社会、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」と言う関係を超えた「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが始まりました。

希望の家では、こうした状況を踏まえ、法人改革に沿った定款の変更、各種規程の改正、組織の再編等を行い、ガバナンスやコンプライアンスの強化に努めると共に事業運営の透明性、財務規律の強化、地域貢献等に取り組み等に取り組み、昨年度からは、施設や地域の重度障害者の対応として、事業計画に「最も援助を

必要とする最後の一人の尊重」を掲げ、支援体制を強化することとし、10月から「緊急時短期入所」を具体的に進めるために、緊急時短期入所事前登録制を開始し、緊急時には即日対応の短期入所を実施しました。

又、新年度には希望の家ワークセンターの多機能型事業を生活介護事業の単独型に移行することを決定し、3施設ともに重度障害者の受け入れを可能としました。こうした対応は、厚生労働省の平成30年度障害者総合支援法の見直しや障害福祉サービス等報酬改正に伴う、地域生活支援拠点等の機能強化やグループホームの新類型等の新たな制度充実にも沿ったものとなります。更に、これから地域の包括的ケアとして相談支援事業所、サービス提供事業所、福祉施設、関係機関、地域住民との連携が益々大きくなると予測され、希望の家にとっても、その窓口となる相談支援事業所「コミセン希望」の機能や役割が増していくものと考えられます。

希望の家は、今まで社会経済情勢の変化、社会福祉制度の改革、地域の新たな福祉ニーズ等を見極めながら創設者の精神(万代イズム)を堅持し、その都度、必要な事業展開を図ってきました。施設福祉では、ISO:9001の認証取得後18年目となり、更なるサービス向上に向け継続的改善への取り組みを、地域福祉では、発達障害の子供から大人までライフステージに合わせた事業所の設置と内容の充実、障害者相談支援事業「コミセン希望」と発達障害者支援センター「宝塚ブランチ」の開設、地域貢献として、地域の福祉力や介護力の醸成に向け「健康福祉アカデミー宝塚」の開催や生活困窮世帯の児童等に向けた学習支援等、法人の身の丈に応じた活動を実施してきました。更に、監査法人によるガバナンスの強化、法人の事業運営の透明化に向けた事業活動や財務諸表をホームページ、機関誌等で公開、事業のパンフレットの配布などの「見える化」に努めました。

平成31年度は、社会福祉法人として、引き続き、大手監査法人の指導を受け、内部統制の強化、事業運営の根幹となる就業規則等各種規程を遵守等によりガバナンスの強化を図り、事業の運営については、職員の職場環境の充実、利用者サービスについては、関係法令等のコンプライアンスを徹底し、各施設・事業所のサービスの充実、職員へは研修を強化しスキルの向上を図ります。

法人全体の事業計画では、「創設の精神(萬代イズム)」を基本に、今年度も「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」(全国身体障害者施設協議会倫理要綱)に向けた重度者への対応を目指します。

グリーンホーム、サンホーム、ワークセンターの3障害者支援施設の運営にはISO9001：2015年度版による「希望の家品質マニュアル」に沿った運営、継続的改善によるサービスの質の向上を目指します。特に、利用者の高齢化、重度化でADLの低下や罹患が増加し、その都度、態様の変化に合わせた支援を可能な限り一人ひとりに適切なサービス提供を行います。

職員には福祉専門職としての資質向上を図るために職場内外の研修の強化を図ります。施設設備は、建物調査診断に基づき計画的に改修を実施し、利用者の住環境の改善等を行い、突発的な不具合にはその都度補修を実施します。

地域福祉事業の推進に向けては、障害者相談支援事業の相談内容の充実、発達障害児の通所療育事業所3か所の充実、就労継続支援事業「ジョブサポート希望」、就労移行支援事業「JCC希望」、地域活動支援センター「ひなた（陽）」の各事業について、より丁寧に利用者に寄り添い質的内容の充実を図ります。

地域貢献事業については、児童の貧困対策として学習支援等の活動、発達障害児の居場所づくり、発達障害者の就労ストレスマネジメント講座等、新たな地域の福祉的ニーズに対応した支援を行い、地域や社会の人達へ理解、評価、信頼を得られる法人を目指します。

「法人の経営信条と基本方針」

I. 経営信条

法人の経営信条は、次のとおりとする。

1. 一人ひとりの意志と人権を尊重し、利用者の幸福を追求する。
2. 一人ひとりに質の高いサービスを提供する。
3. 一人ひとりが社会の一員として、ともに生きる社会つくりを目指す。
4. 可能な限り、地域の新たなニーズの解決に努める。
5. 希望の家の価値を高め、社会貢献に努める。

II. 基本方針

社会福祉法人として、利用者の意向や尊厳を尊重し、個人情報の保護、虐待防止及びハラスメント防止を遵守し、総合的なサービスを提供して、利用者が地域や施設で自立した生活を営むことができるようきめ細かな支援を行います。

施設の利用者には、「創設の精神」（萬代イズム）を基本に、利用者一人ひとり丁寧なアセスメントにより、意志や要望を尊重した個別支援計画を作成し、日中活動を重点とした生きがいや生活の質を高め、利用者の幸せ（幸福）向上

のためにサービスを提供します。今年度も引き続き、施設の利用者と職員が共に「和のこころ」「素直なこころ」で「明るい希望の家」を目指します。

地域福祉（地域貢献）に向けては、それぞれの事業所を利用する方が地域で自立した社会生活、地域生活ができるようきめ細かな支援を行います。又、福祉サービスを受ける利用者へのサービス等利用計画書については、迅速かつ丁寧に、施設利用者や地域の利用者の意志や目的に沿った計画書の作成及モニタリングにより、生き生きと明るく楽しい生活が送れるよう支援します。更に、生産活動、就労支援及び就労移行の支援を必要とする方には、利用者一人ひとりの意向や特性に合わせた支援を行い、就労に向けた訓練や生産活動の強化を図り、事業所の特徴を生かした支援を行います。又、地域貢献事業では、発達障害者へのストレスマネジメント講座、学習支援、健康福祉アカデミー宝塚の開催、その他必要な活動を推進します。

「平成 31 年度事業計画」

I. 障害者支援施設事業の充実

希望の家の障害者支援施設では、グリーンホームとサンホームで利用者の平均年齢が 60 歳を超え、利用者の高齢化が進み、障害支援区分の重度化も進んでいます。又、新規利用者も重度・重複者が多く、介護の量や介護の質も変化していることを踏まえ、一人ひとりの ADL や疾病の状況に合わせたきめ細かな支援を行います。

施設では、その施設の特徴や利用者の特性を考慮し、支援の内容に合わせた活動として、日中活動での生活介護支援及び施設入所支援を行います。個々の個別支援計画では、利用者の意向に沿い、加齢による体調を考慮した個別支援計画を策定し、穏やかで幸せを感じる支援を行います。特に、日中活動は、明るく・楽しく・潤いのある生活を送って頂けるよう無理をせず、利用者の健康状態に合わせた支援の充実を図ります。中でも、生産活動の支援が必要な方には、その特性や意向に合わせた支援を行います。生活介護支援では、生きがいや創作活動の意欲を高める支援として、刺繡、陶芸、ゲーム、音楽、サイミス、地域との交流会行事等、利用者の希望と体調に応じた日中活動を実施します。

更に、多くの利用者の方々が楽しみにしている音楽療法や音楽活動の充実を図ります。利用者の施設入所や短期入所に当たっては、障害の程度や家庭の状況を調査し、施設入所が真に必要な方、重度の方の入所を優先します。緊急時の短期入所にも緊急時短期入所事前登録制により即応します。職員の介護負担の軽減については、ノーリフトケアの推進等を図ります。

尚、施設の経年劣化による補修・修繕については、設備の不具合の発生時に

その都度補修を行うほか、建物簡易劣化診断報告書により計画的な補修等を行います。

II. ISOによる介護・指導サービスの推進

施設の介護サービスの向上に向け、ISO9001の認証を受け18年目を迎えます。その間に社会福祉制度やISOの基準である規格要求事項の改正により、「希望の家品質マニュアル」を改正し、(ISO9001:2015年度版)更なるサービス向上に向けての取り組みを行います。

3つの施設全ての業務がISO9001:2015の最新版による手順で利用者へ質の高い介護サービスを提供します。全ての業務が品質マニュアルに組み込んでいるため、施設業務を遂行することで若い職員のISOへの理解、浸透に努めます。本年度も、同マニュアルに基づき、マネジメントレビュー、部門別目標管理、内部監査、利用者満足度調査、事故・ニアミス等の再発防止への是正処置や予防処置等の内容の精査、継続的改善に努め、より質の高いサービスを提供します。

III. 相談支援事業の充実強化

1. 相談支援事業所「コミセン希望」の充実

本相談支援事業所では、一般相談支援に加え、発達障害児・者の相談、高齢障害者、触法障害者、他機関からの紹介ケース等の相談等、相談内容や相談の幅も多様化し、年間延べ相談件数も7,000件を超えます。

特に、福祉サービスを受けるための、福祉サービスの利用計画及びそのモニタリングの増加に伴い、職員の業務が多忙を極めています。丁寧な面談による作成には事業所等との調整等一定期間を必要としますが、相談への面談までの待ち時間が出来ないよう業務の効率化に向けた改善に取り組みます。

相談内容が複雑・多岐にわたると共に高齢障害者、精神障害者、触法ケース、虐待ケース等では関係機関との調整が必要なケースが多く、時間を要し、相談員の幅広い専門的知識と調整能力が求められるため、相談員の質の向上に向け研修の充実、資格取得による力量アップを図ります。

尚、宝塚市の相談委託事業では、一般相談支援に加えて市自立支援協議会の事務局業務や打合せが大幅に増加し、その負担がコミセン希望業務への影響が出ているため、市へ業務の改善を提言します。

2. ひょうご発達支援センタークローバー宝塚ブランチの充実

ひょうご発達支援センタークローバー「宝塚ブランチ」は、相談支援の件数が年々増加するため、2次機関として、より専門性の高い相談を担当し、一般

相談は相談支援事業所が担うことになっています。一方、福祉制度の充実と障害者への理解の浸透により、発達障害児・者への対応や支援方法について、学校、他の相談支援事業所、関係機関等からコンサルテーション、講師派遣、継続したケースカンファレンスへの出席要請等が多く、相談内容も発達支援、就労支援等に加え、不登校、家庭内暴力、触法等の事例が増え、複雑化し、相談期間も継続、長期化しています。

阪神北圏域の4市1町の相談支援事業所の2次機関として、市町村の相談支援事業所からの専門的な研修依頼が多く、今年度も、圏域の相談支援事業所と連携し、発達障害児・者の専門的支援の強化を図り、個別支援についても効果的な相談支援に取り組みます。又、発達障害者への理解のために積極的に普及啓発に努めます。更に、法人内で取り組む発達障害児・者への支援事業所と連携し、児童へのペアレント・トレーニング、対象者の自立に向けた SST (ソーシャルスキルトレーニング) 等の実施に協力すると共に家族支援プログラムやストレスマネジメント等の新たな取り組みや本プランチの相談員の資質強化に努めます。

IV. 法人機能の強化と人材確保・育成

1. 法人機能の強化

一昨年の社会福祉法改正に伴い、新たな法令や通達・通知に基づき本法人も定款変更、定款施行細則、処務規程等の法人規程の整備を行い、昨年度 経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組み強化に努めました。更に、事業運営の根幹である就業規則、給与規程等、事業者と従事職員にとって非常に重要な規程を施行し、職員への徹底を図り、その定着に向けた取り組みを行いました。

今年度は、法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の本法人の財務会計に係る内部統制について、引き続き大手監査法人による指導を受け、法人組織の強化を図ります。又、社会福祉法人指導監査実施要項の制定に伴い、指導監査ガイドラインに基づく監査が強化され、「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」求められるため、支援実施者として会計事務所へその業務を委託します。

2. 人材確保と育成

介護職員の有効求人倍率が高くなり、福祉人材の確保が年々厳しい状況になってきています。今後も少子化による新卒者減や福祉現場を避ける傾向が続き、益々厳しくなると予測されます。一方で、障害者施設の利用者の重度化による職員の増員が不可欠となります。こうした状況において、安定的な人材

確保と定着を図るために、登録支援員、夜間勤務支援員、嘱託職員、パート職員、第2新卒者の採用等、多様な雇用形態による人材確保に努めます。又、外国人技能実習制度の活用も視野に入れた対応の準備を行います。

新卒者の採用については、インターンシップ、ホームページの採用サイトの充実、就職ナビの掲載、就職フェアの参加等の工夫で人材確保に努めます。

人材の定着及び育成は、人事管理制度の強化、内部研修・外部研修の充実、専門研修の受講促進、新任職員へのチューター制、利用者へのセル相談支援方式、グループによる研究、職員の研究発表大会、アイデアや提案の実施等による職員のスキルアップとモチベーション向上を図ります。

V. 地域福祉（社会貢献）の推進

社会福祉法人制度改革に伴い社会福祉法で、昨年度から地域における公益的な取り組みを実施する責務が明記され、地域の新たな福祉的ニーズに対して既存の制度で対応できないものに対する支援が義務付けられます。

希望の家では、既に社会福祉法人として施設で培った施設機能、職員の技術・知識・資格等の資源を活かし、地域の福祉力や介護力向上へ「健康福祉アカデミー宝塚」の開催（12回目の終了）や学習支援等を実施してきました。又、発達障害に特化して、児童から大人までライフステージに合わせた支援や精神障害者の支援事業を社会貢献事業として実施してきました。

今年度も引き続き、可能な範囲で地域福祉・貢献事業として下記の事業を推進、強化します。

又、こうした地域に向けた事業を更に可視化、情報開示を行い、地域での法人の存在意義や希望の家の認知度を高めていきます。

1. 障害児通所支援事業の推進

障害児通所支援事業は、発達障害児の療育として、専門職による言語訓練、音楽療法、運動療法、ペアレントトレーニング、療育相談、SST（ソーシャルスキルトレーニング）に加え、集団療育や個別療育等を実施し、他の事業所にない専門的な療育を行っています。このため、就学前児童発達支援事業所「きぼうっこアピア」から引き続き就学後の放課後等デイサービス「きぼうっこ逆瀬川」「きぼうっこ山本」での療育を希望される児童が多く、特徴のある療育内容に評価が高まっています。

今年度も、就学前の児童発達支援事業では、専門的療育に加え、ペアレントトレーニングを強化します。就学後の放課後等デイサービス事業についても、専門的療育に加え、特徴に合わせた SST を推進します。一人一人の療育については、対象児童の特性に対応した発達支援計画による支援内容を実施し、そ

の結果を評価・改善を図ります。又、SST トレーナー研修など職員の専門性を高め、資質向上に向けた職員研修を強化します。尚、SST については、希望の家独自の SST 方式の在り方を検討します。

2. 就労継続支援 A 型・B 型事業、就労移行支援事業等の推進

就労継続支援 A 型・B 型事業所「ジョブサポート希望」として開所し 6 年が経過しました。就労訓練として、チングン菜等野菜の栽培、桑茶の生産販売、施設等の清掃、組み立ての下請け等生産活動を行い、就労に向けて知識、接遇等の SST (ソーシャルスキルトレーニング) を実施しています。

桑茶の製造販売では、ティーパック自動包装機等の導入後、コスト削減と販売競争力を高め広く販路拡大に努めると共に桑茶の粉末を利用し、OEM による和菓子、フィナンシェ、石鹼等新たな商品の開発を行い、市内のホテルでの販売につなげました。又、野菜作りは、地元の休耕地を借り上げ、玉ねぎ、さつま芋、黒枝豆等を生産し、市内の学校やスーパーに販売を行いました。

今年度は、引き続き利用者への工賃の向上に向けて、生産品目ごとの収支分析を行い、収益性の高い品目にシフトするための工夫や生産性を高くする工夫や改善を図り、生産活動等の効率化を図ります。利用者の意向に添う就労継続支援計画を作成し、就労の機会の提供と、知識能力向上ための必要な訓練を行い、一人でも多く就労移行が実現できるよう努力します。

就労移行支援事業「JCC 希望」では、一人ひとりの特徴や能力に合わせて一般企業への就労に向けて、ビジネスマナー、コミュニケーショントレーニング、職場体験等、きめ細かな訓練・指導を行い、就職活動のサポートや職場定着支援を行います。又、施設から地域移行への意志や意欲を持つ方には、積極的に地域移行支援を行いグループホームの設置についても検討します。

3. 地域活動支援センター「ひなた（陽）」の推進

地域活動支援センターひなた（陽）は、発達障害や精神障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を円滑に過ごせるように創作的活動や生産活動の機会の提供、外出訓練等の支援を行っています。

今年度も引き続き、一人でも多くの方々に引き篭り状態を克服して、社会生活、日常生活又は社会との交流が可能となるように支援し、発達障害や精神障害のある方の福祉の増進に努めます。生産活動では、ひなたでの生産活動の訓練の外、ワークセンターへの実習を通して就労体験、就労意欲の向上、体力づくりを行い、ジョブサポート希望への通所に繋がる訓練を行います。

4. 健康福祉アカデミー宝塚の講座開催

地域や社会に貢献する事業として、地域の福祉力や介護力を醸成し、健康づくり、生きがいづくり及び福祉の担い手づくりのために第13回「健康福祉アカデミー宝塚」の講座を宝塚病院会議室及びコミセン希望の会議室で開催します。講座の中の介護職員初任者研修には、希望の家の職員が交代で講師となり介護の基礎等を予習することで、改めて自身の介護技術の基本を振り返り、施設現場に生かしています。又、生きがい講座の趣旨に賛同して頂く多くの専門家の方々には、引き続き、無償で講師のご協力を頂いています。受講終了後は、取得した知識や技術を地域、家庭での活用や福祉の担い手として福祉現場で活用していただきます。卒業生の一部の方には、重度化が進む希望の家グリーンホーム等での日中の登録支援員として介護の一翼を担っていただきます。

5. 地域の児童への学習支援等の推進

児童の相対的貧困率が7人に1人と言われ、貧困家庭では、学習機会に恵まれず大学進学などの機会もなく、貧困の連鎖が問題となっています。

ワークセンターでは、5年前より地域貢献の一環として小学生の学習支援を実施し、4年前から子供たちの集中力を養うために音楽療法を取り入れています。

今年度は、学習支援で対象を小学校高学年生に広げて実施します。その中で音楽療法に加え、人間関係の構築に必要なSSTを研究し、総合的な学習支援の内容の充実を図ります。更に、お誕生会や子供食堂の実施も検討していきます。

又、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、宝塚市の学習支援委託事業を受託し、今年度も引き続き中学生の学習支援も行います。

6. 地域における福祉啓発、交流活動の推進

小・中・高校生や地元玉瀬の人達とのおひな祭り交流会、盆おどり大会等、地域の幅広い住民の方々（自治会、老人会、子ども会、学生等）と交流を持ち地域の一員として、又、福祉の啓発活動として積極的な交流活動を展開します。又、施設見学者の受け入れや専門学校生、福祉系大学生の社会福祉士等の実習生の受け入れ等により福祉人材の養成、地域の福祉力の向上を図ります。更に、ボランティアの受け入れを促進し、各種行事への協力や施設業務への支援を積極的に関わっていただき、施設利用者の社会交流を図ります。

尚、こうした活動は、社会福祉法に基づく社会福祉法人による「地域における公益的取組」の責務に位置付けられることになりました。

7. 開かれた施設の推進

法人の施設の建物、設備、備品について、地域へ開放・提供すると共に地域のイベントや福祉的ニーズに応じた人の集う場の提供等の取り組み、地域との共生に努めます。特に、施設の行事である盆踊り、運動会等には、地域から積極的に参加していただき、行事のお手伝いや交流を図って行きます。

VII. 公益事業及び収益事業の推進

公益事業として、グリーンホームクリニック及びサンホーム歯科診療所において施設利用者の健康管理、医療的ケア、診療を行うほか、職員の健康管理・診療及び地域住民の医療にも貢献します。

収益事業として、阪急宝塚駅前のソリオ内及び逆瀬川駅前のアピア2の2階にて、宝くじ販売事業を行いその収益を福祉事業に充てていきます。